

岩手県医療局管理規程第7号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第17条の4の2 医師又は歯科医師である職員（医師等に係る育児短時間勤務をしている職員を除く。）は、医療局長の承認を受けて、当該職員の<u>満9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部（1日につき2時間30分又は1年につき前条第2項第2号ア若しくはイに定める時間を超えない範囲内の時間内に限る。）について勤務しないこと（以下「医師等に係る部分休業」という。）ができる。</p> <p>2 前条（第1項及び第9項を除く。）の規定は、医師等に係る部分休業について準用する。この場合において、同条第2項及び第7項中「2時間」とあるのは「2時間30分」と、同条第3項中「小学校就学の始期に達する」とあるのは「<u>満9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日」と読み替えるものとする。</p>	<p>第17条の4の2 医師又は歯科医師である職員（医師等に係る育児短時間勤務をしている職員を除く。）は、医療局長の承認を受けて、当該職員の<u>満12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部（1日につき2時間30分又は1年につき前条第2項第2号ア若しくはイに定める時間を超えない範囲内の時間内に限る。）について勤務しないこと（以下「医師等に係る部分休業」という。）ができる。</p> <p>2 前条（第1項及び第9項を除く。）の規定は、医師等に係る部分休業について準用する。この場合において、同条第2項及び第7項中「2時間」とあるのは「2時間30分」と、同条第3項中「小学校就学の始期に達する」とあるのは「<u>満12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日」と読み替えるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。